

**簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告における
掲出資料の修正について**

掲出資料の記載に一部誤りがありましたので、
令和6年12月12日（木）にデータを修正いたしました。

【修正1】公告 2 応募要件

（6）業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。

誤：・愛知県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

正：・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。（**下線部削除**）

【修正2】説明書 5 . 応募要件

（7）業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。

誤：・愛知県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

正：・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。（**下線部削除**）

【修正 3】説明書

7. 技術提案書を特定するための評価項目及び評価基準
技術提案書の【特定テーマ 2】の判断基準

誤：名古屋高速道路の構造物及び付属施設に対する高度化・効率化・精度向上を図るための点検手法に関する提案、及びその手法について名古屋高速道路への適用に優位性があり、かつ具体的な対案がある場合に評価する。

正：名古屋高速道路の構造物及び付属施設に対する高度化・効率化・精度向上を図るための点検手法に関する提案、及びその手法について名古屋高速道路への適用に優位性があり、かつ具体的な提案がある場合に評価する。

(下線部修正)

【修正 4】説明書 2.2. 支払条件

誤：委託料は、前払い金なし。

正：委託料は、契約期間内の各年度の支払限度額の範囲内で年 4 回を限度として支払います。

(下線部修正)

【修正 5】説明書

様式第 1 の 3 参加希望者の平成 26 年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務（企業）の実績

「業務の技術的特徴」の欄を表の最下部に追加。

【修正 6】説明書

「様式第 6」の次に以下様式を計 2 ページ分追加。

「別添様式 委託業務成績確認申請書」(1 ページ分)

「委託業務成績確認書」(1 ページ分)

【修正 7】業務実施条件書

業務実施条件書 (巻末) に、別紙 1 (3 ページ分) 及び別紙 2 (4 ページ分) の計 7 ページ分を追加。

【修正 8】様式 (Word データ)

様式第 1 の 3 参加希望者の平成 2 6 年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務 (企業) の実績

「業務の技術的特徴」の欄を表の最下部に追加。

【修正 9】様式 (Word データ)

「様式第 6」の次に、以下様式を追加。

「別添様式 委託業務成績確認申請書」(1 ページ分)

以上

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和6年12月6日

名古屋高速道路公社
理事長 松井 圭介

1 業務概要

- (1) 業務名 道路施設監理等支援業務委託（令和7～9年度）
- (2) 業務内容 本業務は、名古屋高速道路の施設監理等について、維持管理に関する道路資産情報（道路構造物及び付属施設の補修履歴、点検結果等）を一元管理し、これを各種点検に有効に活用することで維持管理業務を支援するものである。
また、未払通行車両の特定業務については、付属施設点検業務の対象となっているETC設備等に精通している必要があるため、上記業務と一体で行うものである。
 - 1. 土木構造物点検業務
 - 2. 維持管理業務支援システムの管理・運用
 - 3. 付属施設点検等業務
 - 4. 未払通行車両の特定業務
- (3) 業務期間 令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで
- (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。

2 応募要件

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書（以下「参加表明書等」という。）の提出日から契約締結するまでの期間において、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 令和6・7年度の一般競争有資格業者の決定を建設コンサルタント（道路）及び設備設計の業種で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加表明書等の提出日から契約締結するまでの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成9年通達第8号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成26年度以降参加表明書提出日までに完了した道路^{※1}橋における同種業務（企業）又は類似業務（企業）の実績を有すること。
同種業務（企業）：名古屋高速道路公社が定める点検要領に基づく土木構造物点検業務及び付属施設点検業務^{※2}
類似業務（企業）：各道路管理者^{※3}が定める点検要領に基づく土木構造物点検業務及び付属施設点検業務^{※2}
※1 道路とは道路法（昭和27年法律第180号）で定める道路をいう。
※2 付属施設点検業務とは、電気及び電気通信設備の点検業務をいう。
※3 各道路管理者とは、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社をいう。
- (8) 配置予定管理技術者については、以下に掲げるいずれかの資格を有すること。
① 技術士〔総合技術監理部門（建設）、（電気電子）※〕
② 技術士〔建設部門、電気電子部門※〕
③ R C C M〔道路部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、電気電子部門〕
※対象となる科目は、建設は道路、鋼構造及びコンクリート、トンネル、電気電子は全てとする。
- (9) 配置予定管理技術者は、平成26年度以降参加表明書提出日までに完了した道路橋における以下のⅠ～Ⅳのいずれかの業務実績を有すること。
同種業務（技術者）：Ⅰ 名古屋高速道路公社が定める点検要領に基づく土木構造物点検業務

Ⅱ 名古屋高速道路公社が定める点検要領に基づく附属施設
点検業務

類似業務（技術者）：Ⅲ 各道路管理者が定める点検要領に基づく土木構造物
点検業務

Ⅳ 各道路管理者が定める点検要領に基づく附属施設点検業務

- （１０） 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。
- （１１） 本業務の実施にあたり、副管理技術者を各１名配置するものとし、副管理技術者（土木）及び副管理技術者（施設）に必要な資格は下記のいずれかのものとする。
なお、配置予定管理技術者と兼任は認めないものとする。また、副管理技術者（土木）と副管理技術者（施設）との兼任も認めないものとする。

ア 副管理技術者（土木）

- ① 技術士〔総合技術監理部門（建設）※〕
- ② 技術士〔建設部門※〕
- ③ R C C M〔道路部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門〕
- ④ コンクリート診断士
- ⑤ 土木鋼構造診断士

※対象となる科目について建設は道路、鋼構造及びコンクリート、トンネルとする。

イ 副管理技術者（施設）

- ① 技術士〔総合技術監理部門（電気電子）※〕
- ② 技術士〔電気電子部門※〕
- ③ 電気主任技術者
- ④ 電気通信主任技術者
- ⑤ R C C M〔電気電子部門〕

※対象となる科目について電気電子は全てとする。

- （１２） 配置予定副管理技術者（土木・施設）は、（９）に示す業務のうち、以下の業務実績を有すること。

配置予定副管理技術者（土木）：Ⅰ又はⅢ

配置予定副管理技術者（施設）：Ⅱ又はⅣ

- （１３） 配置予定副管理技術者（土木・施設）は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

３ 手続等

- （１） 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号

名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約・財産管理担当）

電話 052-919-5642

※業務拠点移転に伴い、令和6年12月23日（月）以降の住所・連絡先は下記のとおり変更します。

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目8番16号

電話 052-222-8417

（２） 参加表明書等の提出期間、方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、参加表明書等を提出して下さい。

ア 期 間 令和6年12月6日（金）から令和6年12月26日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで

イ 方 法 3（１）の公社総務課あて、「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）により送付（必着）してください。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

（３） 応募要件の確認結果は、令和7年1月22日（水）までに通知します。

（４） 応募要件を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

応募要件を満たしていないと認められた者は、理事長に対して理由について、次に従い、書面（様式第4）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和7年1月29日（水）午後4時00分まで

イ 提出場所 公社総務課

ウ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、令和7年2月3日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

（５） プレゼンテーションの実施

配置予定管理技術者の専門技術力の確認や業務への取り組み意欲等を確認するため、原則としてプレゼンテーションを実施するものとします。プレゼンテーションは提出された技術提案書の評価により、原則として上位5者をプレゼンテーション実施者として選定するものとします。ただし、第5位の者が同点の場合は6者以上のプレゼンテーション実施者を選定するものとします。プレゼンテーションは、業務実施体制（様式第2の6）に記載された配置予定管理技術者が行うものとします。プレゼンテーションの実施方法や日時等の詳細内容は、令和7年1月22日（水）までに別途通知します。

プレゼンテーションでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しません。

ア 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認めら

れない

イ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない

(6) プレゼンテーション対象者に選定されなかった者（以下、「選定されなかった者」）に対する理由の説明

ア 選定されなかった者は、理事長に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第5）により説明を求めることができます。

①提出期限 令和7年1月29日（水）午後4時00分まで

②提出場所 公社総務課

③提出方法 3（4）ウに同じ

イ 理事長は、説明を求められたときは、令和7年2月3日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) 技術提案書の特定等

ア 技術提案書が特定された者に対しては、令和7年2月5日（水）（予定）までに通知します。

イ 技術提案書が特定されなかった者に対しては、(7)アに掲げる日までに、特定されなかった旨とその理由を通知します。

(8) 技術提案書が特定されなかった者（以下、「特定されなかった者」）に対する理由の説明

ア 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第6）により説明を求めることができます。

①提出期限 令和7年2月13日（木）午後4時00分まで

②提出場所 公社総務課

③提出方法 3（4）ウに同じ

イ 理事長は、説明を求められたときは、令和7年2月18日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 今回業務の受注者とは、業績評価に基づき令和10年及び11年度業務（2箇年）について随意契約を締結する場合があります。この場合、今回の落札率（当初契約の請負率）を乗じて令和10年及び11年度業務（2箇年）の予定価格を決定するものとします。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(5) 詳細については説明書によります。

(6) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。